

議案第56号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図1の区域を別図2の区域に変更するものとし、別表のとおり町の区域を編入するものとする。

この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による愛媛県知事の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

提案理由

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更するため、本案を提出する。

別表

区域を変更する町の名称	左記の区域に編入する区域		適要
	町の名称	地番	
庄内町六丁目	坂井町二丁目	甲 3 2 1 5 番 1 の一部及び甲 3 2 1 5 番 6 の一部	これらの区域に隣接する道路及び水路である公有地を含む。
坂井町二丁目	庄内町五丁目	3 4 番 4 の一部、3 4 番 5、3 5 番 2、4 3 番 6 から 4 3 番 1 0 まで、4 4 番 3、4 5 番 2 及び 7 6 番 4	
	庄内町六丁目	2 5 7 番 2 の一部、2 5 7 番 3、2 5 8 番 1、2 5 8 番 2、2 5 9 番 1 の一部、2 5 9 番 2、3 2 8 番の一部、3 2 9 番の一部、3 3 0 番 1 の一部、3 3 0 番 2、3 3 1 番 1 の一部及び 3 3 1 番 2	
	坂井町一丁目	甲 3 5 5 6 番 4、甲 3 5 5 6 番 5、甲 3 5 5 7 番 2 の一部、甲 3 5 5 7 番 3 の一部、甲 3 5 6 0 番 1 の一部、甲 3 5 6 0 番 2 の一部、甲 3 5 6 0 番 3 の一部、甲 3 5 6 0 番 4 の一部、甲 3 5 6 0 番 5 の一部、甲 3 5 6 1 番 1 から甲 3 5 6 1 番 3 まで、甲 3 5 6 2 番 1 の一部、甲 3 5 6 2 番 2 の一部、甲 3 5 6 4 番 1 の一部、甲 3 5 6 4 番 2、甲 3 5 6 5 番 1 の一部、甲 3 5 6 6 番 1 の一部、甲 3 5 6 6 番 9 の一部及び甲 3 5 6 7 番 1 から甲 3 5 6 7 番 3 まで	